

『僻案抄』書誌稿（三）

要 旨

藤原定家の手に成る三代集註解書『僻案抄』は、単一に固定されたテキストではない。現存伝本は三類に分かれており、それらの註文を見較べると、同一書でありながら、三類は各々独自の性格を含みもっていることが知られる。それらは後代の享受者の恣意によって生み出されたものではなく、著者定家の意図によるものと考えてよい。すなわち定家は自ら三つのヴァリエントを物したのである。この事實は、和歌の古典である三代集を註解する際の定家の過程は、単一かつ一様でなく、むしろ動的、過程的であったことを教えている。このような定家の内的過程Vを解き明かすべく、前々稿では一類本の検討を、前稿では追註『かはやしろ』の検討を試みた。本稿では、残された課題である二類本・三類本の問題を考える。各類毎に諸伝本の性格を一々吟味し、あわせて各類の相互関係に説き及ぶ。次いで、筆者なりの成立過程に関する説を「素案」として提出してみたい。このようにテキスト批判を試みてきて漸く『僻案抄』という、内部に波動する認識の過程を包み込んだテキストと、それを統括している主体である著者定家の思惟像の輪郭が浮び上ってくるように思われる。

川 平 ひとし

前々稿(本誌16号掲載)において『僻案抄』一類本の伝本とその性格について述べ、前稿(同17号掲載)では追註『かはやしろ』の読解を通して、『僻案抄』の伝本は三類に亘って広がっていることを幾分の証左と共に示した。本稿においては、次に尋ねられるべき課題である二類本・三類本の伝本の様相につき検討してみたい。検討を通して自ずと、三類の相互関係さらに三類の成立過程を問うことが求められよう。本稿ではその為の条件と根拠をやや記述的に辿ってみたいと思う。いま、のちに示されるべき見通しを先廻りして言えば、現存する三類は、後代、享受の道筋を経ることによって派生したのではなく、著者である定家じしんに淵源するものであると考えられる。従って書誌の細部に分け入りながらも、論述の照準は、テキストの分岐を統括している主体である定家の△思惟像▽に絶えず当てられなければならないと思う。

1 二類本

(1) 伝本

一類本と区別して二類本を立てうることにについては、その根拠と合わせて既に述べた。更に進んで細かく見ると、二類本の伝本は形態上二種に分かたれる。区分する上での目安は追註『かはやしろ』であり、これを付載するもの(「付載本」と、付載せぬもの(「非付載本」と)が存在する。その際『かはやしろ』の本文も、甲乙二色あるうち、二類本に付載されているのは原則的に乙の方であること、さらに、付載・非付載は伝本により区々であることから、必ずしも二類本の成立した段階で同時に

『かはやしろ』もまた付載されたと考える訳には行かないことなどは、既に前稿で述べた。差し当り『かはやしろ』のみを目安とすれば、二類本は付載本・非付載本の二種に分かれ、それぞれに少なからず伝本が現存している。但し例外的な伝本として、本文の後半部分を欠いているゆえに付載・非付載の別を判断しえない島原公民館蔵松平文庫本(後掲)のような伝本もある。そしてこの松平本の存在が直ちに要請するように、二類本内部に下位区分を立てる為には、形態の別のみでなく、本文の様相そのものを目安として組み入れなければならない。

而して『かはやしろ』の部分を除くとして、『僻案抄』部分のみの本文を見較べると、諸本とも極めてよく一致しており、形態の相違にもかかわらず、根幹部分の本文について言えば、二類本は単一の系統を成していることを確認しうるのである。無論のこと、流伝の経路は様々に枝分れている。いま、形態、本文の親近度、ならびに奥書から知りうる流伝状況を勘合しながら伝本を並べてみると、次のように一覽される。頭に付した○は付載本を、×は非付載本を、*はいずれとも確定しえない例外を、それぞれ示している。

1 ○書陵部蔵鷹司本(鷹645) 二冊。外題「僻案抄」。室町末期写。

2 ○慶応大学斯道文庫蔵本(092・ト25・1) 一冊。外題なし。室町末期写。

伝飛鳥井雅康筆。

3 ○秋月郷土館蔵黒田文庫本(秋月・別・18) 一冊。外題「僻案抄」。江戸初期写。

戸初期写。

4 ×慶応大学斯道文庫蔵本(290・ト26・1) 一冊。外題なし。江戸初期写。

伝飛鳥井雅章筆。

5 × 東山御文庫藏本 (63-3、1、18) 一冊。外題「僻案抄」。寛文三年、何待菴知足写。

6 ○内閣文庫藏本 (202・151) 一冊。外題「僻案抄」。江戸初期写。

7 ○三手文庫藏本 (歌・以) 一冊。外題「古今集注」。江戸中期写。「毎月抄」を合写。

8 ○内閣文庫藏本 (202・150) 一冊。外題「僻案抄」。江戸初期写。

9 ○内閣文庫藏本 (202・152) 一冊。外題「僻案抄」。江戸中期写。

10 ○書陵部藏鷹司本一本 (鷹291) 一冊。外題「三代歌詞尺」。江戸末期写。

11 × 板本

12 × 市立刈谷図書館藏村上文庫本 (6299) 一冊。外題「壁案集」。江戸末期写。「天竜開山御歌」を合写。

13 × 群書類従本 卷二八八。

14 × 岡山大学附属図書館藏池田家文庫本 (P 911・35) 「調学叢書一」所収。外題「和哥三秘集」。江戸末期写。「和哥三秘集」「懐紙短冊詠草書法伝授」「詠歌一鉢」に合写。

15 ○神宮文庫藏本 (三・376) 一冊。外題「僻案抄」。江戸初期写。林崎文庫本。

16 * 島原公民館藏松平文庫本 (120・9) 一冊。外題「僻案抄」。室町末期写。「万葉集草木異名」「知連集」を合写。

各本の性格を略記しておく。

1 は定家自筆本の模写本と思われる。詳細は『図書寮典籍解題 文学篇』(昭23 国立書院)によって知られる。室町から江戸期にかけて定家筆本として重んぜられたものようであり、添状に「僻案抄／二冊共定家卿筆／外題、堯孝^ニも可有御座哉／即剋治定申上かね候／白紙はさみ置候加筆凡一条殿兼良公ト奉存候／右之通奉存候以上¹⁾」とある。また1の納められている黒塗箱の蓋表に「京極黄門真筆／僻案抄 二冊」、同蓋裏に「安政四年八月十四日／得之 (花押)」といずれも朱で記されている。²⁾花押は鷹司政通のものである。1はもとより自筆本そのものは認められないけれども、原本の筆蹟を、墨減・訂正・書入等に至るまで忠実に臨模しているらしく、自筆本の原態を保存していると思われる。伝本として、二類本の中では最も重視されなければならないであろう。2は、1と同様自筆本に基づく本と認められる。但し1の転写本ではない。仮りに1を範型的な伝本として想定し、この2を眺めると、書体に微かに定家様を漂わせているものの、字配り・改行の仕方などは既に異っており、訂正・傍記の類も或るものは本行に組み入れられているというように、書写型式に至るまで克明に元の本を模したというのではなさそうである。2は『かはやしろ』の後に次の書写奥書を持つ。

文明十三年二月書之 (花押)

花押は『花押藪』に伝えられている飛鳥井雅康のそれと似ており、2の極札の「飛鳥井殿^{慶流二葉軒}(琴山)」という認定と照応している。但し真に雅康筆か否か、右の花押も似せ書きではないか否かの判断は留保して

おきたい。

3は、もはや定家様の筆蹟を残していないが、次の奥書を持つ点で注意される。

此抄以定家卿自筆本令書／為訖尤可謂証本

延徳二年二月日 宋世判

所授申安富右兵衛尉元家也

右の記載を信じた上で、2と照らし合わせると、雅康は在俗時の文明

一三年(1481)二月『僻家抄』を書写し、翌一四年二月四日俄かに出家したのち、程経て延徳二年(1490)再び書写して「幕府の吏僚たち」の好士の一人に授ける折のあったことが知られる。3の書体は原態を厳密に写し取ったものではなく、また本文にやや劣る点もあって(書写態度によるものであろう)、雅康(宋世)が二度の書写作業の際に用いた本は同一であったか否かは、2・3の現状を見較べただけでは確言し難い。しかし3の奥書によって、室町中期、二類本の定家自筆本が確かに伝存していたことを知りうる点は貴重である。なお早く飛鳥井雅有は『僻家抄』を所持していたらしい(『春能深山路』六月二日条)。但し当の雅有手沢本と雅康の用いた本との関係までは審かでない。

4は、書体はやや異なるものの、1と字配り、改行の様、用字など大方一致しており、訂正・書入等も部分的に存している。定家自筆本の流れに立つ伝本と見られる。巻末に次の奥書を持つ。

明徳二年二月一日相伝早／不可及外見随分之秘抄也

右近大将藤原(花押)

年次と官職表記から、花押の人物は花山院通定か(同年、権大納言、右大将)と思われる。「相伝」とあるのは誰からの相伝を意味しているのか興味深いが、具体的な事情は知りえない。

5は4と同系統に立つ。共に『かはやしろ』を持たず、右に引いた明徳二年(1391)の奥書(花押に至るまで同一のもの)を持つ。本文の書写型式は4とほぼ同一、ひいては1とも近似している。本書独自の書写奥書が次の如くある。

此一冊者世間流布之本／雖有判形誤多矣、故予／所持之本吉田殿兼好法師之以筆跡本柄行文／字少不遑書写之早不／可及他見也

寛文三年七月日／何待菴知足

6・7・8・9・10の五本は共に次の奥書を持つ(いま6の形で示す)。

此本云以京極入道中納言定家卿自筆／本透写了

康暦二年八月之比書写之了

参木藤原判為重也

8・9・10は「云」字を欠き、10には「書写之」の「之」字、8・9に「書写之了」の「了」字が見えず、また8・9の署名は「参木藤原為重判」とのみあるなどの細部の出入りはあるが、右の奥書を共有するこれら五本は、為重本系統とも呼びうる同一の流伝系統に立つ伝本群としてよいであろう。本文の状況も右の推定を裏切らない。特に8・9は直接の転写関係にあると思われる。但し五本のうち10(掌中に納まる程の小本である)のみは「三代歌詞尺」なる類例の無い外題を持つほか、奥書に二類本の目安となる嘉禄二年・延応二年の両奥書を脱したかと思われ、

代りに（右に引いた）為重奥書の後に別筆で両奥書を追補している（但し「延応」を「正応」としており、やや不正確）という独自の形態を示しており、⁽⁵⁾注意される。

重要なのは、為重奥書の記載によって、ここでも二類本の定家自筆本が早くより存在したことを知りうることである。しかしながらこれら為重本系統は、1・2・4・5などとは異なり、もはや自筆本の原形態を留めていない。原態には存したいと思われる訂正・書入等は全て本行化しており、先に一類本で見たと同様の整序化が施されている。これら五本に限らず、7以下の諸伝本は惣じてこうした性格を備えており、これらを二類本のうちの整序本と呼ぶこともできるであろう。

11の板本は諸文庫に伝存している。『江戸書林出版書籍目録集成』（昭39井上書房）に拠ると、『寛文無刊記書籍目録』に「四冊／辟案集」、『寛文十年刊書籍目録』に「二冊／壁案集」古今後撰拾遺三代集之抜書抄也と見え、寛文年間以来刊行されていたらしい。また『倭板書籍考』（巻八・倭歌之部）には「辟案集／二巻アリ、古今後撰拾遺三代集ノ略抄ナリ、定家卿ノ作ト聞ヘタリ」とあって、板本はおおよそ元禄頃には広く流布していたものと思われる。現在、神宮文庫に、古今註を上下に分け、後撰・拾遺を各一冊とするという形態の無刊記四冊本（三・375）を蔵している。但し現存本の多くは、上冊に古今註、下冊に後撰註・拾遺註を収める無刊記二冊本で、刷題簽の書名に「壁案集」（「譬」字の場合も）とある。中に、

京堀川通本國寺前金屋平右衛門 求板

とある本が散見される。静嘉堂文庫蔵松井本（519・6・22095）、書陵部蔵鷹

司本（266・35）、慶応義塾図書館蔵本（115・23・2）、国会図書館蔵本（141・81）二冊本を一冊に綴じ合わせている）などはその種の伝本である。なお弘文荘「古典籍逸品稀書展示即売会」（昭46・1）の目録に「辟案抄大坂野村長兵衛版併高藤自筆校合書入一冊」を掲出している。見られるような版も存したようだ。

先にも記した通り、板本の本文もまた整序本の類に属しているが、無視しえない特徴も見られる。例えば、1・2・4・5の拾遺註の後に一括して置かれている補記の類——内容から定家の手に成ったものと認められ、これらが後置されているのは二類本の元来の形であったと考えられる——は、板本にもまた同様の形式で見られる。他に、1に細註の形で記入されているものが板本にも保存されていたり、奥書に嘉禄二年・延応二年の定家奥書のみあって、以後の流伝を示すものが見えないことも注意される。板本の字句にはやや劣った箇所が少なくないけれども、その元となった本は決して粗放一方の本だったのでなく、右の諸例からも推測されるように定家自筆本そのものとも結ばれていることを知るのである。

12は恐らく板本の写しと思われる。

13は定家の二種の奥書のあとに「右壁案抄以屋代弘賢本校合了」とある（板本に拠る）。

14・15・16の三本はやや特殊な性格を持つ。うち16については先述した。書写時期は早いものの、後撰註の最初の部分までの残欠本である。残存部分にも欠脱箇所が幾つかあるほか、註文を抄出・改変したかと推測される部分も認められる。

14の特殊性は、註文の増加・敷衍、あるいは書入れの類が所々に存する点によく現れている。例えば古今註・春上28の註文に続けて「もも千鳥」につき「尤三鳥之伝之内の鳥也」、同秋上19に同様に「いなおほせ鳥三鳥の伝之内の鳥也」とあったり、同春上41の註末に「香やハかくる」とハ香ハかくれぬといふ事也」とあるのは後代のものであり、もとより定家の与り知らぬ記事であったはずである。14は奥書も変則的で、嘉禄二年奥書の後に、

後又受庭訓之口伝／延応二年六月日 桑門明静

とある。同一年月を持つ定家奥書に二種あったとは考えられないから、右は延応二年奥書の本来の形を改竄したものと見てよいであろう。歌・註文に欠脱箇所が目立つのもこの本の価値を低からしめている点である。

15は取り合わせ本の可能性を含んでいる点で特殊である。逆に言えば、他類本と接触することによって、二類本と他類本との相違がこの本の内に露呈しているとも見られるから、当面の我々の課題にとってはむしろ重要な伝本ということにもなる。少しくこの本の細部を問題にしてみたい。

15には写した元の本あるいは用いた校合本の様態を指示した註記の類が散見される。

・物語ノ歌詞付紙ニ本書ニアリ(後撰註・恋一516)

・月のきぬの哥本にハこゝに書て。してつゝけ侍り 私ニ注之(拾遺註・

物名422)

・此哥菊の哥に可書入トテコ、ニ丸アレハ書也 私ニ注之(同・雑秋1120)などはそれである。右に云われている「本」の形態は実は1を始めとする自筆本形態を保存すると考えられる伝本のそれに他ならない。従って15は二類本のうち、1ないしはそれに近い伝本に拠って本文を組み入れていることは明らかである。全体の本文状況から判断して、15を二類本に含めうることは認めてよいと思う。ところが15の本文を仔細に見ると、二類本とは相容れない、むしろ後述する三類本特有の異文をも同時に含み持っている。こうした現象は二類本の中では独り15にのみ見られる。15には何がしか本文の混態が生じているのではなからうか。

15の奥書もまた二類本の中では——14とは別の意味において——特殊である。すなわち『かはやしろ』の後に定家奥書をもつ。二類本ではむしろ『かはやしろ』の前にあるのが通例である。その奥書も嘉禄二年奥書に、延応二年奥書の前半部、「嘉禎四年」の年次の見える部分のみ切り離されて付属している。前々稿以来の呼び名で言えば、奥書A・Bをもっていることになる。そのうち「此奥書ホ三代集ノ奥ニ可書入」という後入の註記のあったあと、次の二種の奥書が続いている。

(1343)
康永二年三月十六日少将殿御本令書写了

散位藤(花押)

此本未及校合而故禅閣在御一見落字ホ令書入給大概定無相違者歟仍殊所秘藏之而已

(1364)
貞治三年二月九日

右羽林郎将(花押)

更に最末に延応二年奥書の、年記のある後半部分、すなわち奥書Cが

書かれている。Cの部分はBとも分離されて記される場合のあることを示している点で特殊ではあるが貴重だと言わねばならない。15の奥書の複雑さは以上に留まらない。すなわちAの部分の右傍に細字で次のような奥書もまた書加えられている。

詔周嗣禪師以正本透写畢 頓阿在判

以上のように奥書の体裁は、二類本一般の形態を一旦分割して再接合し、更に別途の要素をも加えているかのような様相を示しており、他本に例を見ない。また校合本の奥書が取り込まれた形跡もある。こうした特殊な側面は先に述べた本文の混態現象とも深く関連しているものと思われる。結局15は二類本中の特殊な一本として位置づけられるであろう。

以上記述してきたところに基づいて、二類本の諸伝本から知りうるところを抽出してみよう。

まず本文の状況から考えると、

(1) いずれも一つの系統に属すると思われ、しかも遡れば幾つかの伝本の奥書に云う定家自筆本に行きつくものと判断される。

(2) それゆえ原態を保存していると思われる1・2・4・5は特に注意される。最も重視すべきは1だが、2・4・5は1の直接の転写本ではない証跡があり、かえって原態復元の為には無視しえない材料を提供する。

流伝状況からも幾つかの知見が得られる。

(3) 冷泉家関係の奥書の見えないことは注意されよう。この点は、多くの

伝本に何らかの形で冷泉家に関わる奥書の見えた一類本の傾向と対照的である。

(4) これに反して6・10に為重、5に「兼好法師」、15に周嗣や頓阿など、二条家(派)に関わる者の名が見える。或いは二類本は二条家系統に伝わったのかも知れない。⁽⁶⁾

(5) 但しこの類の本を享受した者に、2・3の飛鳥井雅康(宋世)も居たらしい。従って流伝系統を常識的な系譜理解で固定的に判断することはできない。のち程三類本において見るように、流伝の状況はむしろ流動的であったと考えられるからである。しかし呉々も(3)に挙げた点は重要である。得られた資料に基づく限り、二類本は冷泉流と結びつくことはなかったとまでは、今のところ言っただいである。

(2) 本文の性格——一類本との相違・二類本の独自性

ではこれら二類本の本文は一体どのような性格をもっているのか。それを明らかにする為には一類本との相違を見しておくべきであろう。

二類本の本文と一類本のそれとが相違することはもはや繰り返すまでもなからう。問題は相違の内実である。最初に一例を掲げて、相違の輪郭をおさえておこう。

『僻案抄』開卷一首目の歌註を二類本(1に拠る)で示してみる。
そてひちて結し水のこほれるをはるたつけふの風やとくらん

(古今・春上2)

ひちてとはひたしてといふ心也、この詞むかしの人このよみけるに

や、古今にはおほくみゆ、後撰にハひとつ。あるにや、いまの世の
うたにはよむへからすとそいましめられし

一類本（高松宮本を用いる。以下同じ）との異同——表記の別を無視し、
意味の違いを来たすもののみ——を見ると、ただ一箇所、右の傍線部に
対して一類本には「（後撰にハ）すくなし」とある。仮りに読めば、

(1) 「すくなし」という漠然たる言い回しから、二類本の「ひとつふたつ
あるにや」と用例を具体的に見ようとする姿勢へと一歩進んでいる、と
も解されようし、逆に、

(2) 「ひとつふたつあるにや」の不確かな指摘を避けて、より簡明な「す
くなし」に改めた、ともとれよう。ちなみに「ひとつ」の用例は、古今に
八例（2・149・182・574・577・617・618・731）、「ひちまさる」（622）を加えれば
九例あり、確かに「おほくみゆ」は首肯されよう。一方後撰には四例の
み（964・1177・1235・1418）。なるほど「ひとつふたつ」は不正確、と言うより
誤りであり、一方の「すくなし」は錯誤を免れている。しかしながら、
ここまで読んでみると「ひとつふたつ」にせよ「すくなし」にせよ、用
例の実情に照らすと厳密さを欠く文辞であることに変わりない。従って右
の(1)・(2)いずれの解も明確な根拠をもちえていない。言い換えれば、右
に示したような異同のみから一類本・二類本の先後関係を明示すること
はできないであろう。両本の異同状況は、この一例からも察知されるよ
うに、手易く先後を弁別しえないものであることを、まずおさえておき
たい。

ところで久曾神昇氏は「初稿本」（私に言う一類本）と「再稿本」（同じ

く二類本）と——前者の天理図書館本、後者の群書類従本を用いて——
の「主なる相違」として一四箇条を例示し、「その他にも些細な異同は
枚挙できない程である」としている。⁽⁷⁾ 同氏の例示するものうち三例は
天理本にあって類従本に見えない独自異文である。逆に六例は天理本に
見えず類従本のみにある独自異文である。残りは、互いに同趣旨の記事
をもちながらも記載の形式、字句、言い回しにおいて異なる、言わば中
間領域にあるもの三例、その他二例⁽⁸⁾である。右の異同状況ならびに先程
見た冒頭条をも考え合わせると、両類は、一方から他方が派生したとい
う関係になく、むしろ互いに独立して独自の側面を成長させたものであ
ると想定した方が適わしいであろう。この想定は同時に、「初稿本」（一
類本）から「再稿本」（二類本）へという見方は疑わしいという次の
想定を導く。

しかし「想定」は一旦は検証されなければならない。そこで、いま両
類の独自異文と目されるもの、そして今し方中間領域にあるものと呼ん
だ例を各々一つずつ読解してみよう。

(1) 古今註・恋三669——一類本の独自異文

清輔朝臣、奥義、乍書出此哥不積、以往人皆うみ邊たにと存歟

右の記載は高松宮本によると、註文の後半部分の頭に書入れられてお
り、恐らくそれは定家の草稿本の形態を映していると思われる。一類本
のうちの整序化された伝本（整序本）はいずれも右の記載を註文末尾に続
けて記している。

さて右の内容を読む為には『頭註密勘』を併せ見なければならぬ。⁽⁹⁾

問題は掲出歌の「世をうみへたに」の部分如何に読むかに関わっている。「密勘」によれば定家は当初から「海邊(だ)に」説に立っている。その論拠になっているのは俊成説である。「僻案抄」の註文に「うみ邊(だ)に」「とよみてなにと申さるゝ事なかりしかは」とある通り、かつて俊成から説を伝えられた折、俊成は「うみ邊(だ)に」とのみ読んで説明を加えなかったらしい。定家も俊成のよみ(よみ)に従って一応の理解を得ていたものの「思わきまへ侍らざりつるに」(密勘)とある通り、不審を残していたらしい。のち「顯註」に云う「海(うみ)のへた」——「海(うみ)へた」説とその論証に接して、定家は「ことほりかなひてさととりいたして侍けり」(僻案抄)と顯昭説に賛同した。密勘段階では賛同の念はより強く表明されており、「於(お)此説(こ)者、もとより思よらず。尤可(よ)信仰。」とすら云っている。但し密勘の末尾に次の一文を添えていることに注意しよう。

但、をかしからず。女などのうみへたにと、ながめてた(い)てたらんの本文ありをしくや。

顯昭説の論理性を認めながらも、女が海邊で眺めつつ佇立している——あるいは宿の中から眺めやっている——という情景を、恐らく定家は不様とも無興とも見做していたのであろう。

『僻案抄』に到ると、顯昭説は明確に斥けられることになる。すなわち密勘段階から一步進んで自己の見解——結局はかつて俊成より得た説——を次のように記すのである。

されとうたならぬ詞にも、へたといふ事つかはまうければ、猶うみ邊(だ)にとて侍なんや(一類本)

歌表現としてはもとより、歌以外の日常言語としても、「へた」(海)べた)は用いたくもないとする定家じしんの語感に忠実に、始めからの説である「うみ邊(だ)に」を採っているのである。眼を転じて、最初に引いた(1)の註記(書入れ)は右の定家の見解部分の頭に位置していたことに注意したい。右の形態が示しているように、恐らくこの註記は自説の補強の為に加えられたものと考えられる。それゆえ(1)を読むと、

清輔は『奥義抄』にこの歌を掲出しながら何ら註を付していない。(それには理由があるろう。」「以往」の人(清輔以前の人に解する)は皆

「うみ邊だに」を自然なものとして理解していたからなのだろうか。の如く敷衍されよう。清輔が積していないことの背景に、或る種の明証事が介在していたと解し、俊成以来の「うみ邊だに」説を再確認しているのである。『奥義抄』の記載——註文の欠如——をむしろ自己の論拠としていると言ってもよいであろう。

ところで顯昭にとつて『奥義抄』に註を欠いているということは極めて重大な事態であった。「顯註」の次のような記載からその心情の程は察せられる。

此歌は奥義抄に書いだしながら積せられぬ歌也。さばかりの大才博覧の人のちからをつくしてつくられるゝ文に沙汰もなからん事を、かしこがほに申はたらかさむは、そらおそろしくも侍べし。又世の人をもこがましきとぞ、知もつかまつりてんとは思給ふれど、片端を申べし。

謙退の念を表しながらも、「へた」||「海」べた」とする自説を、「日本

紀」「万葉」「三善道統申文」等を博く引証しつつ披瀝している。定家・顯昭の意図の違いは際やかである。定家はと言えば、一旦は顯証の考証に共鳴したのだが、その折感じていた顯昭説の難点——「海べた」と解する時もたらされる悪しき表現効果、興醒めな映像——を、「をかしからず」「くちをしくや」と感覚的に評するのではなく、この度は一定の論拠をもった解釈として対置するところまで進み出ているのである。なるほど『僻案抄』においても「顯註」所引の万葉歌を再び参照しており、「へた」説を顧慮しているのだが、俊成以来の「海邊だに」説を、価値を置くべき説として主張するという姿勢は一層明確に示されている。

而して(1)をもつ一類本と、これを欠く二類本との差異もまた際やかである。

(1)が添えられることによって生まれる(述べたような)脈絡は、二類本においては失われる。それに応じて定家の意図も幾分和らげられて、むしろ素材に示されることになるのである。

(2)後撰註・雜二1132——二類本の独自異文

枇杷大臣昇御輿之由、不知物由有若亡之儀也

右の一文は、1では註文末尾に細註の形で加えられている。二類本の整序本系統の諸伝本は、細註の形式を残しているもの残さぬもの区々であるが、いずれもこれを具備していることに変りない。本来二類本に存したものと認めてよいであろう。さて問題は詞書の本文と1132の歌句「みこしをか」の解釈に関わる。定家説の詳細は早く『三代集之間事』に示されている。同書では『奥義抄』の所説を「註」として引用し、これに

対する説として「此説」以下を記している。結局「みこしをか」と解すべきことを言うのだが、その記事の一部はのちに天福本後撰集の勘註にも生かされることになる。ところで『僻案抄』の註文は『三代集之間事』の記事から一定の展開を見せており、この間の変移は考えられるべき問題を含んでいる。(2)の註記もまた当の変移の一端を示すものである。云われているのは、1132を、北野行幸の折、枇杷大臣仲平自ら御輿を昇いたことに基づく歌、とする解釈に対する批判である。(2)の前段にも「みこしをかにてみこしをかきとをかきたるに不審をなすは、そのことなき事也」とある通り、右に示した解釈は、詞書に「みこしをかき」とある本文(非定家本の堀河本はこの形)から生ずる疑問を増幅して成った説であろう。定家は同説を「物由」を知らぬ「有若亡」⁽¹⁰⁾の説として強く斥けるのである。こうした峻厳な主張の背後には、定家本にあっては「みこしをかき」は採られず一貫して「みこしをかにて」であるという、本文批判における明確な選択が介在していたのである。而して(2)の文辞を欠くことによって、一類本においては他説批判⁽¹¹⁾の筆鋒がやや鈍ることになる。二類本にのみ見みられる(2)の一文もまた、兩類の差異の一端を照らし出しているのである。

もう一例、中間領域に位置する異同の場合を取り上げてみよう。

(3)いて我を人なとかめそおほ舟のゆたのたゆたに物思ころそ

(古今註・恋一508)

万葉集、わか心ゆたのたゆたにうきぬなはへにもおきにもよりやかねまし、この哥の心も、うきぬなは浪にゆられてたゆたふ心ときこ

ゆ、或は、舟に在る水をかくてのたゆきといふ説あれと、それはしらす、たゝとかくたゆたひて物思よしとそきゝ侍し（二類本一）

「ゆかく手のたゆき」と解する説は『顕註密勘』の顕註によって既に「おほ舟のゆたのたゆとは、舟に入水をばゆと云、其ゆをかく手のたゆきによせて、物思事をもたゆしといふと、釈する人あり。僻事也」の如く斥けられている。密勘はこれを承けて「舟のゆかく手のたゆき事、聞および侍らず」としている。但し『袖中抄』によれば、問題の説は隆縁が唱えていたものらしいこと、そして顕昭は同説を決して一義的に難じているのではないことを知りうる。こうした顕昭説の論理的な巾を定家がどこまで意識していたかは考えるに価する問題であるが、記された言説を読む限りでは、『僻案抄』の註文は『顕註密勘』以来の論点を独自に大きく展開させることなく、再確認するのに留まっているように見える。さて(3)に掲出した二類本の本文に対して、一類本はほぼ同文で、ただ一箇所、傍線部のみ異っている。すなわち一類本には「それはもちろす」とある。一類本では、当該説を採るか棄てるかという次元へと一歩進み出ていることは明らかである。直後の文辞「……よしとそきゝ侍し」の、俊成からの直接的伝聞を思わせる一文と結びつくことによって、一類本においては二類本以上に△説▽の採否を明示するという姿勢が色濃く現れていることになるであろう。あたかも、かつて前々稿において、「たまたれのこかめ」（古今註・雑上874）の条を始めとする幾つかの言説を通じた見たところと同様に、一類本においては、或る価値づけられた言説への傾斜とも呼びうる様相が窺われるのである。

以上の読解から明らかのように、一類本・二類本は互いに異相を帯びながら併立している。言い換えれば、定家は自己の言説を単一のテキストへと収斂させることにのみ努めたのではなく、片方の類においては、或る種の思惟の形態への志向をすら示す形で、そして細部について見ると「枚挙できない程」の異同を含み持った形の二つの類のテキストを著していると考えられるのである。両者を併せ見ることによって定家の認識の非一義的な様相を垣間見ることになるのは言うまでもない。ここまで論じて来れば、もはや「初稿本」（一類本）から「再稿本」（二類本）へという単一系列の展開過程を想定することは極めて困難だと言わなければならぬであろう。

(3) 草稿形態

(1) 削除

一類本とは区別されるべき二類本の独自性を更に明らかにする為に、二類本の草稿形態を保存していると思われる1以下の伝本に着目してみよう。一類本の場合と同様、ここにおいても様々な手入れの痕跡が残されており、これらを精査することによって、細部の変動の中に幾分かの意味を読み取りうると思う。

多く存在する手入れ部分を振り分けると、a削除、b訂正、c書入れの三様に纏められる。

うちcは最も明瞭に現れている類である。その多くが一類本に見られない独自の展開の様を見せているのだから、それらを読むことによって

定家の意図を端的に知りうるはずであり、その一端は既に前節に示したところである。ここでは、書誌的にはやや入り組んだ a・b の類をときほぐしておきたい。まず a の系列を見よう。

1 には、墨滅の痕をことさら温存してある部分が見られる。それらは単に数本ないしは一本のみの線に過ぎないが、当該部分にはもど何がしかの文章が存在したのであろう。すなわち定家は一旦注し付けた註文の一部を敢えて削除したのだと考えられる。1 はそれらの失われた字句の跡のみを丁寧^ニに写し取ったのであろう。秩序本では大むねこれらは取り除かれた上で追い込んで書写されることになる。当の痕跡は、

- ・古今註・春下 77 の註文末尾の三行分
- ・同・秋上 208 の註文末尾の三行分
- ・拾遺註・物名 430 の註文末尾の一行分の三箇所である⁽¹²⁾。

削除にはこれとは別の形式によるものもある。後撰註・春上 40 の掲出歌の右傍行に「春事のついでありてよめる」とあって、全体に \sim の除棄符号の掛けられているのがそれである。無論、右の字句は当該歌の詞書を意味している。その本文は定家本のうち天福本・貞応二年本に「春日」云々、中院本に「春日」云々とあるのと少し異っているものの、堀河本の「春人の家にありて」などの非定家本系の本文とは明らかに相違しており、定家本系の特徴を持っているとしてよい。定家は拠るべきテキストに基づき詞書を記したものの、不必要と判断してこれを削除したのであろう。『僻案抄』の掲出歌には詞書まで併記されている訳では

ないから——古今のうち特に詞書につき註した例(476・938)、古今・拾遺の物名の例(古今 431・445、拾遺 365・422・426・430)を除く——、全体の体裁に合わせて右の例をも除棄したのであろうか⁽¹³⁾。ともあれこれらは草稿の姿を留めていると見ることができよう。

(四) 訂正

次に b の訂正の系列を見よう。線あるいは点を付してミセケチにした上、右傍に訂正すべき字句を記入している。これらの類を、排列に従って挙げてみよう。いまミセケチ部分を傍線で示し、矢印の下に訂正記入された形を示す。さらに \wedge \vee の中に、1 と共に草稿形態を保存する 2・4・5 の本文の状況を註す。×印はミセケチ無く、訂正された字句のみを本行に書いている場合を意味する。

① 古今註・秋上 184

をのかよむ哥もきにくくしななきことはすかたをこのむ物は、ふるき哥をさへをのかうたのさまにつくりなす也 ↓ 「しななき」と「こと」は「の間」に「すかた」と書く。 \wedge 2 も同様。但しミセケチ部分無し。 \vee

② 同・恋三・619

ちかきよに、ものよしゝらすふるき事をみさとらぬものゝ、源氏物語に、祭日賀茂よるへの水とよみたるは、社頭に神水とて瓶にいれたる水也なと思つげことゝもをいひいてたるはいたつら事也 ↓ 自由

\wedge × \vee

③ 後撰・恋一 559

(歌本文) ゆきやらぬゆめちをたのむたもとにハ → にまとふ ハ×V
④同・恋二 679

きぬなどのすりに、おほくとを山をすれる物なればよめるにや →
こそ ハ×V

⑤同・恋五 903
(歌本文) はすなはのうへはつれなき → 「は」と「す」の間に「ち」と書く。 ハ×V

⑥同右
はすなはとてかひをつくるもいはれあるへけれと → に ハ×V

⑦同右
うへつれなくうらある物やかなふへき → からん ハ4も同様V

⑧拾遺・春 50
愚者説花をたつぬる(空白)也 → にすくへからす ハ×V

⑨同・秋 141
万葉集にはあれと三代集にはみえず → 古今後撰 ハ×V

⑩同・恋三 813
このうたきまうしとそ侍し → まねひよむへからすとそ ハ×V

⑪同・雑秋 1120
大宝よりこのかた聖代賢王のこのみたまへるおほかれと → 治世に ハ×V

⑫同右
カノアユルトイヘルニ(14)
。池のむかひにたてるすかひきくのいろのてりこくみゆると、あら

はにきこゆる → トキユ提ニウヘタ ハ4・5も同様。但し5はミ
セケチ部分無く、傍記のみ残している。V

下段のハ V中に×印で示したように、訂正は多くは1のみに見られる。従って果してこれらが本来原態において存したものが否かは一旦は疑われてよい。そもそも1の書写時における固有の誤記訂正の場合をも考えねばならないからである。⁽¹⁶⁾しかし他本にも同様に保存されている場合は確度が高いとしてよからうし、また抹消された字句と新たに記入された字句とを見較べると、これらは書写時の単純な錯誤により生じたものではなく、むしろ著者の認識が何程か変移する様を映し出してすらいるのではないかと考えられる。整序本を始めとする多くの本では既に埋もれてしまっている、これらの細部の中に、定家の認識の過程を窺うことができないのではなからうか。以下幾つかの例について読解してみよう。

確かに④⑥⑦⑪⑫などの移り行きに深甚な意味を読み取るのは適切でないかも知れない。しかし例えば「ことはすかた」とあったものを「すかたことは」と改めたことになる①の例は、単なる語の倒置だらうか。むしろここには前者を避け後者を在るべき言い回しと見做す一定の機制が作用していたのではないか。このように問い直してみると、直ちに俊成の歌論書あるいは歌合判詞におけるハ姿^{すかたことは}詞V概念のもつ特有の意味合いが想起される。⁽¹⁶⁾定家しん俊成の用語法に無頓着であったとは考えられず、①において「すかたことは」の概念が選り取られていることに或る意味を認めうるのではなからうか。

③⑤はいずれも掲出歌の本文に関わる。うち③は当初他に例を見ない本文を記しつけたあと、天福本等の定家本の本文に訂している例。⑤の場合、歌註では「はすなは」の本文を考慮しつつも結局は「大納言」(行成本)の本文とも符合する「家本」の「はちすは」を採っている。しかし定家は一旦は「はすなは」と記したことになる。これらの事情は当然ながら『僻案抄』掲出歌の本文の性格、ひいては『三代集之間事』遡って『顯註密勘』において施註歌の歌本文をどのような形で掲出するかという、定家なりの原則の問題にも関わる。それゆえ③⑤の移り行きを無視してよいとは思われない。

⑩は、「……とそ侍し」と続く部分の訂正であり、上段の形にせよ下段の形にせよ、共に俊成より直接伝えられた説に基づいていることに変わりない。しかし口吻の違いは自ずと現れている。元の形は享受者の立場で「ねるやねりそ」の語の響きを否定的に評価した発言であるのに対して、訂正形は、注文前半に見える「さる哥よまむと思ふかとかめられ侍き」とも呼応して、表現行為における抑制、あるいは具体的な古歌詞——『八雲御抄』は「ねりそ」を「由緒言」に含めている(巻四・言語部)——に対する禁制の姿勢を一步進んで言い表したものとなっている。右の例から、俊成の見解を祖述する際にも、訂正によって微妙に論点が推移していることを知りうる。

②は、歌中の「よるへ」につき、古く「いひつたへたる」理解に異を立てて近代ことさら説を成すことを斥けている部分である。「自由に」の語句を本行に組み入れる伝本(4・5を含む)では、「……など自由に」

とあって「思」字も抹消されている。ところが整序本のうち為重本系統では「……など思自由に」の如く表記されている。1に拠れば除棄を指示する線は「思」字にまで掛けられているわけではない。為重本系統の形は自筆本のミセケチ部分を忠実に写し取った結果であることを推測せると共に、かえって1の現状は自筆草稿本の原態に極めて近いものであることを裏づけていると思われる。

問題の「よるへ」には根深い事情が絡みついている。早く嘉応三年住吉社歌合の清輔詠(社頭月・四番左勝)に「よるべの水」と見え、これには「おぼつかなき事」を指摘する俊成の判詞があり、更に『奥義抄』所説、『袖中抄』所説——左京兆顯輔にも一家言あったことを伝えている——があり、これらに源氏物語理解の問題も結びついて、六条家の人々と俊成・定家らの一歌語に対する見解そして態度が、個人個人の論点の相違を含みながらも極めて対照的に現れている。ところで『僻案抄』の定家の言説は直接には『奥義抄』を批判する形で示されている。その際の論拠は、「よるへ」は古くよりの歌語であること、源氏物語や後撰歌の用例から古今歌の解釈も自ずと類推されることを云い、こうした用例の実情に対する理解を欠いた説を、先述のように批判しているのである。定家の側からすればそれら浅薄で恣な歌語理解と映る説を難するべく、「(思)つけことゝも」は草稿段階で抹消され、代りに「自由に」の語が選ばれたのだと推定される。ここで「(思)つけことゝも」と「自由に」の意味合い、その文章心理上の軽重、深淺の差を論うことは可能だが、今は定家による修正の過程をひとまず押さえておくことにしたい。

残る⑧・⑨の二例は、何より掲出歌において注意される。すなわち前者は自筆本『近代秀歌』の秀歌例、『二四代集』「秀歌之躰大略」に、後者は『二四代集』「秀歌之躰大略」、『秀歌大体』にそれぞれ採られており、定家は古典的秀歌としてのこれらの作品に並々ならぬ関心を寄せていたと考えられる。では訂正の筆はどのように入れられているのか。

⑧の過程そのものに甚大な意味を読み取るべきではないかも知れない。一方⑨の場合はやや事情を異にする。

当初「三代集」と記しつけたものを何故「古今後撰」と改めたのだろうか。脈絡を辿ってみよう。

⑨に上接している一文「あさあけとかきて、五文字七文字にこのあ文字ヲクハエテよむことは、ちかくよりそきこゆる」は、「あさけ」はすなわち「あさあけの風」の意であるとする「ふるくより」の説に関連して、表現として用いられている「あさあけ」の語に触れたものと思われる。言われている通り「あさあけ」の語は八代集不見の語である。初句の例としては『為忠集』の「朝あけの露のみむすふ玉やなきかせにくたけてものやおもはん／＼(9)「柳」があり、例を見るのは平安末期あたりと察せられる。定家の云う「ちかくより」も平安末期以降を指していると思われる。

⑨の文辞自体はむしろ当該歌の例である「あさけ」について述べたものと解される。なぜなら「あさあけ」は万葉集にすら一般の訓としては見られず、⁽¹⁹⁾註文の下接部分「万葉集にはあれと」(一類本は「万葉集にはをのつからあれと」)とも論理的に齟齬を来たすからである。また1とそ

れに近しい伝本では⑨の歌註の後に続くべき註文として、巻末に敢えて万葉集の「あさけ」の用例を追補していることからそれは確認されよう。してみると⑨のように字句が改変された理由はある程度推測可能だと思ふ。すなわち「あさけ」は万葉ののち、古今・後撰に無く、拾遺に至って当該歌の如く用例を見る(拾遺集にこれ一例のみ)。定家はこの事実を踏まえて「三代集にはみえず」という、実状と矛盾する言い回しを避けて「古今後撰には」云々と変更したのではなからうか。このように読むと、⑨の改変過程の背後に、一歌語をめぐる用例の史的展開、言い換えれば八用例史Vへの、定家の敏感な対応の現れを看取しうらと思う。

「ちかく」以降の「あさあけ」を斥け「あさけ」に拠るべきことを明確に主張する定家の姿勢は、恐らく「あさけ」は勅撰集で見るとは拾遺ののち再度途絶え、新古今に至って復活する——但し新古今の用例には匡房・季通の歌も含まれていることに注意したい——という用例史の当代的状况とも無縁ではなかったであろう。更に定家の状況に引き寄せて言えば、自らの歌表現において「あさあけ」ではなく一貫して「あさけ」を用いていることも右の次第と照応している。先述のように当該歌を繰り返し秀歌撰類に選び入れているのであってみれば、用例史と依拠すべき本文とに対して厳格な姿勢が示されるのもほとんど心然的であったと言えるかも知れない。以上のように、草稿形態に見られる微細な移行行きもまた、当然ながら定家の表現意識と緊密に結び合っているのだと言えよう。⁽²⁰⁾

さて以上の検討に基づき、当座の我々の課題である書誌の問題に立ち戻って考えると、以下のような点が明らかとなる。

(i) これら一二例の訂正された本文は、⑧・⑨を除いて全て一類本のそれと一致する。すなわち一類本は手を加えられ改変されて成った新たな本文を有している。

(ii) しかし⑧・⑨の二例においては、逆に一類本は訂正される以前の本文をそのまま有している。

(iii) なおしかし各例の訂正部分以外の註文をも比較してみると、(i)・(ii)の状況を示しながらも、一類本の本文は、二類本において訂正される以前の本文とも完全には一致しておらず、むしろ独自の異文を有するところがある。

而して(i) (ii) (iii)を矛盾なく言い尽す説明を求めようとするとき、我々もはや、一類本から二類本へと展開した、という見方を捨てざるをえない。同説は辛うじて(ii)のみを満たし、数の上では多くを占める(i)の事実と矛盾するからである。だが、事態はその逆であったと単純に見做してよいかと言えば、当の説もまた(ii)に背馳し同時に(iii)をよく説明しえない。ここで前々稿において、一類本の草稿形態を吟味して得られた結果を想起したい。その要点は二つあった。一点は、一類本において定家により手の入れられた部分の、訂正以前の本文は、実は多くは現存二類本の本文と符合していること、もう一点は、一類本は、訂正されるのに応じて、△説▽が整備され、むしろ規範化されずらして行くかに見える性格を帯びていることである。これらの結果と先程の諸点とを統括して眺め

るなら、そして事実の一つでなければならぬとするなら、自ずと次のような推定が導き出されると思う。

(1) 一類本・二類本はいずれも共通の根幹的な本文に発するものであろう。

(2) のち互いに独自の成長・展開を遂げたものであろう。

(3) その際、二類本はより多く、先出の形態に原形を残存させていると考えられる。

(4) 一方、一類本はより多く原形を越え出て、二類本には無い或る価値づけられた側面を獲得していると思われる。

以上述べたような側面においてこそ二類本は一類本と相違し、かつその独自性を主張しうるのだと思われる。

2 三類本

(1) 目安

一類本・二類本に還元しえない類として、両類と区別して「三類本」を想定すべきことについては、前稿・前々稿において少し触れた。ここで取り纏めて述べておきたい。もしこの「三類本」の性格を十全に解き明かすことができるなら、『僻案抄』における定家の思惟像には、一類本・二類本から窺いうる認識の過程のみでなく、更にもう一つの過程が包み込まれていたことになるであろう。

その三類本には、今のところ自筆本はもとより自筆本に直接遡りうる伝本も見出されない。草稿(手稿)形態を生々しく伝える伝本すら存在している一類本・二類本とは条件が異なるのである。それゆえ幾つかの

伝本をつき合わせながら、この類のテキストの姿を求めなければならぬ。

三類本を他類と区別する目安は、形態ならびに本文内容の両面に認められる。まず形態について言えば、次の二点を備えている伝本はひとまず三類本の可能性をもつとしてよい。

(1)「嘉禄二年八月」の年記のある奥書、ならびに「嘉禎四年」の年次を含む奥書部分を併せ持つこと。

(2)奥書の前に追註『かはやしろ』を持つこと。但しその本文は原則として乙本であること。

少し敷衍しておこう。奥書の検討は既に前々稿で試みた。(1)に言うのは、同稿で二類本の本文によって奥書の三部分をABCで示したうちのAならびにBを二つながら持つということを意味している。「嘉禄二年八月」は無論『僻案抄』の初源的な成立の年次を指している。「嘉禎四年」云々とある奥書Bは、私見によれば、一旦執筆し終えて為家以外に見せないでいた本書を、後日嘉禎四年の恐らく春の頃に至って、佐渡の順徳院の許に呈上したという事情を伝えているのだと考えられる。このBの奥書は、二類本の諸伝本の奥書による限りでは、延応二年の年次のある後統部分Cと一具のものであるかに見えるけれども、すでに同類の1の書写型式——A・Cの間的一段下げてBを書いている——から窺われる通り、本来Cとは別途のものと考えられる。そして当のBが独立してAと結びつき、三類本特有の奥書の形態として現れているのは重要であろう。右に述べたBの内容と照らし合わせると、自ずとBの伝える

事情は三類本の成立事情そのものとも無縁ではないであろうと推測されるからである。しかしこの点は今は推測としてのみ示しておいて後段で再び触れることにしたい。

形態上の目安(2)については前稿で細説した。『かはやしろ』は一類本・二類本にも伝本によっては付載されており、同時にまた付載されていない伝本も存するが、三類本の伝本はこぞって付載しており、(2)の点は三類本の必要条件ともなっているのである。のちにも再度取り上げるように、三類本に『かはやしろ』を付載していることの理由を、三類本の本文自体の中に見出しうることも既に述べたところである。

(2) 独自異文

三類本の目安として重要なのは、本文の特徴自体に認められるそれである。端的に言えば三類本の本文は二類本とほぼ重なり合っている。従って二類本が一類本と異なるのと同様に、三類本もまた一類本と異なっている。しかしながら三類本は二類本とも違いを見せている。その違いは現象的には、幾つかの註において二類本の註文の後に何がしかの註の増加が見られる点にある。これらの増加部分はもとより一類本にも存在せず、三類本特有の独自異文である。内容上これらの増加註は、後人の恣意による増益なのではなく、本来定家の手に成ったものと考えられる。但し右に述べたような本文の状況からすぐさま三類本は現存、二類本から派生したものと結論づけるのは無論早計であり、後段で問題にする通り、三類本の伝本の状況ならびに成立過程はそれほど単純ではないよう

に見える。それゆえここで必要なのは性急な成立過程論ではなく、むしろ三類本の独自異文と目される註文を吟味して、それらが真に一類を立てることを促す根拠たりうるか否かを検証することでなければならぬだろう。

独自異文は以下の三箇所に見られる。先程述べた通りいずれも当該歌註の末尾に付け加えられている（陽明文庫本で示す。伝本については後述。）

①後撰註・恋五 916

彼まくかた月の笠同事之字誤也

②同・雜一 1112

させる子細もなき事を不心得して、（他本ごとく）そのことなき除名人など疑たるいたつら事也、河社に空言をひたるてい也

③拾遺註・物名 426

此哥ともすへて不尋常

まず①を読もう。「彼まくかた」と云っているのは歌註の前段に、「先人命」として、長々と引用している俊成の、清輔ならびに『奥義抄』に対する批判を承けていよう。すなわち①は『奥義抄』の採用している／伊勢の海にあまのまくかた／の本文は所詮「字誤」であり、それに基づく所説もまた錯誤に発した徒事に過ぎないことを簡潔に述べているのだと解される。定家が右のように断じる際の根拠は、基俊説、同説を継承する俊成説ならびに①の直前に見える——そして一類本・二類本にも等しく見られる——「大納言本文まで分明也」という事実すなわち最も信

頼すべき行成本の本文の形であったと考えられる。その際①において、事情は同様であるとして参酌されている「月の笠」とは、同じ後撰註の少し遡った次の註文を指していよう。

是は月の霜を書透へたる字の誤によりて月の笠と釈したるは僻事也、

月照平沙夏夜霜といふ心をよめる也（夏²¹⁴）

右に云う「釈」とは『奥義抄』所註に他ならない。同抄は／月のかさをや／の本文を掲げて次のように釈している。

月はかききつれば、くらくなるは、月のかさをにくしとみる心をあきとみるとはよめる也。されば秋とみれば袖はつゆけきにやとよめり。（日本歌学大系本）

同抄には更に「裏書追勘」があつて、「此義なほ心ゆかず思、処々数本を引みるに、月のしもをや秋とみつらむとあり」として「月のしも」の本文をも考慮しているが、その内容は、214に白氏文集の詩句（倭漢朗詠集・上・夏夜にも）の趣向を読み取る定家の関心とは相容れないものであつたの²¹だろう。ところで①のように「まくかた」「月の笠」を結びつけて論ずるといふ思考の祖形は、恐らく『三代集之間事』に求められる。定家は同書の後撰註「和歌事」に当該歌を双方とも採り上げて『奥義抄』説を参照しつつ「海人の蛤かた」（まて）「月の霜」の所以を八家説として既に記していた。正しい由緒をもった説として確認済みだったのである。翻って『僻案抄』三類本において①のように付加された背後にもまたこうした明確な価値意識が介在していたはずである。以上のような脈絡で読むとき、敢えて①を定家以外の後人の手になるものと考えする必要はな

いと思う。

②については前稿で触れた。その内容は『奥義抄』所説を批判したものであること、文中に見える「河社」云々は、追註『かはやしろ』と密接に関連していると考えられ、ひいては『かはやしろ』は三類本において付載されたことの証左とすらなると考えられることなどがその要点である。二類本の当該歌註には根幹部分（「飛たちぬへしとへ任納言悦喜自愛のよし也」）に「除名推量不足言事也」の一文がつけ加わっている。それは貞応元年『三代集之間事』において「不可有除名之疑」と記していたものを一歩進めて言い換えたものとなっている。三類本の②においては見られるように『奥義抄』説を排する姿勢が一段と鮮明に示されているのである。

③は「此哥ともすへて」とある通り、前後の論点を統括する形で註されている一文である。③を含む部分が「物名」についての一連の歌註の中にすることに注意しよう。拾遺註では物名歌を四首（365・422・426・430）採り上げているが、定家はそれらの冒頭に次の文辞を据えている。

物名部 隠したる物名哥のさま見くるしけなる事おほかり、求めい
れらるましくや

右は一類本・二類本にも異文なく同様に見られるから、定家の拾遺「物名部」に対する一貫した原則を述べたものと解してよい。ここには特別の配慮が見られると言わなければならない。

そもそも『僻案抄』における「物名」の扱い方は他の部立の場合と異なっていた。古今註の場合で言えば、一旦集の排列に従って離別388の後

に「物名」と標示して——他の歌々については部立名を一々示していな
いから、⁽²²⁾この扱い自体特殊である——465・454の歌註を付している。その
上、巻二十までの歌註の後に、別途に（「序詞之中」の後）「物名部」を再
び標示して「をかたまの木」（431）「めとにけりつ花させりける」（445）の
二条の、この度は主として物名そのものについての釈義を記しているの
である。⁽²³⁾

眼を転じて、先程掲げた拾遺註の場合もまた述べたような古今註に見
られる扱い方と全く同様だと言ってよい。しかし語られている論旨とそ
こに窺われる態度は極めておもむきを異にしている。古今註では、否定
しようもなく価値づけられてある古典の歌句・語句を一種対象化を施し
てあたかも淡々と註解しているのに対して、拾遺註においては、先程の
冒頭の論旨に端的に現れている通り、積極的に自らの価値観を導き入れ
て、対象のもつ表現性に一歩踏み込みつつ読解していると言ってよい。

冒頭部を承けて、次のように註していることからそれは知られる。
けにこしといふこと葉、歌によまねと隠題のならひ見苦敷ともあれ
は、たゞの哥にはよむへからす ^(他本「事とも」) (365「けにこし」)

月の衣のうたおほかた心得す

^(他本「まき」) (422「月のきぬをきて侍けるに」但し題の標示なし。)
此哥第二句よみとかず、横しつくればとにや、つゞけても聞えず

^(他本「まき」) (430「午未申酉戌亥」)

自己の表現意識の次元に引き寄せて把えるという姿勢は明らかであろう。
而して③は422と430の間、次の歌註の末尾に添えられている。

鹿皮のむかはき

かのかはのむかはきすきてふかゝらはわたらてたゝに帰るはかりそ

むかはきハ脰のむかひすねと九人のいふ事をよめる歟

この註文自体には、差し当り定家の価値観は示されておらず、一連の中ではむしろ異質ですらある。しかし③が加えられることによって定家の思念と姿勢の程は明確に打ち出されることになり、前後の一連の口吻と補完し合うことになるであろう。⁽²⁴⁾

以上のように①②③はいずれも歌註の展開と緊密に結び合いながら、論点を一段と際やかに指示するように機能している。このような様相は後人によってもたらされたとは考え難く、もとより定家じしんによって、ひとたび成った註文の端々に一貫した姿勢に基づいて付加されたものと考えるべきであろう。当の付加作業の結果は、ここに他類には解消しない、或る相貌を帯びたテキストの生成を告げているように思われる。その種のテキストを三類本として位置づけたい。さて最も重要なのは、すでに垣間見られる定家のテキスト（『古典』読解のあり方に更に間近く接することであるが、当座必要なのは、ひとまず想定されるハ三類本Vの伝本とその性格を見ることである。

(3) 伝本

要約すれば、三類本を他と分かつ目安は、述べた通り、形態に見られる(1)・(2)の点、本文内容に見られる①・②・③の特徴に絞ることができ。これら以外にも、細かく見れば、他類とは異なる三類本特有の字句

を、とりわけ後撰註・拾遺註の部分から拾いうるが、それらについては省略に従っておきたい。⁽²⁵⁾

右の諸点を含みもつ伝本を幾つか見出すことができる。但し予め言えば、伝本の中には、これらの諸点のいずれかを欠いているものの、大観すれば三類本から除外して他類に位置づけえない伝本も存する。またこれらの諸条件を満たしながらも、その上に一類本あるいは二類本の要素がつけ加わったかと推定される伝本も見られる。一類本・二類本を二つの極として眺めると、それらには片寄せえない要素を備えているのがこれら三類本であるが、伝本の状況は単純でなく、従って素朴に分類して済ませるわけには行かないのである。以上の側面に注意しながら、この類の伝本を各々の性格と併せて掲げてみたい。

1 陽明文庫蔵本（近・243・22）

一冊。外題「僻案抄」。室町末期写。やや本文の脱落が目立つ。但し脱落にも二様あり、誤脱の他に、書写した元の本に既に存したのも含まれているらしい。折々一行ないしは数行の空白を設けているのはそれを示しているよう。註文中のテニヲハヤ、註文冒頭の「……とは」として掲出すべき語句を、一部省くなどのおおらかな書写態度も窺われる。しかし例えば後撰註・恋四809の註文に、

たのむ吉野とは、山のまに／＼隠れなんなといふ古哥の心を、世のう
ければ吉野に隠れなんと思ふ処に、君も入らは、おなしかさしき／＼ん
と也（略）

とある傍線部は他本に見えず、これを欠く諸本においては下接部分と不自然なつながりになるという欠点を免れている。原態を残すものであるか否かは即断しえないが、此の本の書写状態における疵を補う、見るべき点の一つとして注意したい。奥書は、定家の奥書A・Bのみをもつ。

2 佐賀大学附属図書館蔵本（小城鍋島文庫0952・6）

一冊。外題・内題「僻案抄」。江戸中期写か。極めて綿密な校合の跡を留めている。いずれも本文と同筆と思われるが、校合本は単一ではなかったらしく、「或本」とあるもの、「イ」と記すもの（この類に墨と朱の両方あり）が混在している。これらに、筆写後、書写時の誤脱を補訂したかと思われる数多の書入れも存している。歌註の脱落が数箇所見られる。A・Bの後に次の奥書をもつ。

⁽¹³⁰⁴⁾
嘉元第二之曆仲春下旬之比書写同比以

京極黄門之定家卿自筆本校合之輒不

可出因而已

柿本末学判

鎌倉末期の書写ならびに定家自筆本による校合を伝えている点で注意される。

3 慶応大学斯道文庫蔵本（091・ト・36・1）

一冊。外題「僻案抄」。室町初期写。元の本の体裁を変えて書写している点が見られる。その一つは掲出歌で、全形を示さず「そてひちて」「花とやみらむ」「折ければ」「とふひのゝもり」の如く、問題となる主な歌句を一句ないしは二三句程掲げるのに留めている。もう一つは排列

である。原態の排列は必ずしも集の排列通りになっていなかったと考えられるが、これを整序しようと試みた跡が見られる。諸本古今註の末尾辺りに別途に註されている（詞書の註）恋一・476「右近馬場ひをりの日」の条の位置を移しているのはその例。同条に「此事可在雲旗手之上、抄、出之間、次第錯乱也」と細註しているのは右の事情を裏づけている。しかし全体の本文に誤脱は無く、書写時の古さと相俟って本文はすぐれており、中に後段で特に採り上げる極めて注目される独自異文も含まれている。恐らく一類本あるいは同系統の本文と接触したと思われる、一類本特有の本文が所々細字によって補記されている（3本来の本文とは区別しうる）。奥書は例の如くA・Bをもつ。その後に次の奥書を有するのは重要である。前稿に引いたところであるが再度掲げる。

⁽¹²⁷⁸⁾
弘安元年十一月廿二日夜以故京極中納言／入道殿御自筆本於持明院

舊宅書／写了

為兼

単に他本より撰り込まれた奥書ではないとするなら、三類本の定家自筆本がかつて確かに存在し、同本を為兼は披見・書写しえたことになろう。2の最末奥書に見えるところと合わせて、三類本の確かな由緒を伝えるものとして重視したい。

4 田村柳菴氏蔵本

一冊。外題・扉題「三代集抄」。但しいずれも後補。江戸初期写。掲出歌の部立・詞書・作者名を朱によって詳細に註している。所々勘註を頭書する。更に墨による勘註も加わっている。先掲の目安をいずれも満たしているが、うち①のみは「或本」として本文よりやや小ぶりの字で行

間に書入れている。仮りに本来4には①を欠いており、現状は他本をもつて補入されたものに過ぎないのだとすれば、4は三類本の性格を持ち、同時に非三類本の側面をも見せていることになり、異例である。本文の細部を見ると、二類本・三類本の性格を共ども含みもっていることが知られ、取り合わせ本と目される。4に認められる三類本の側面を辿ってみると実は3に見られるところと極めて近い。例えば3の項に記した「右近馬場日をりの日」の条は4においても移し置かれており、しかも「此事可存雲旗手之上」云々の細註も「本」と断った上で全く同様に存する。こうした本文の状況は奥書の形態とも照応している。奥書はAの後にB・Cの加わった形をもつ。すなわち二類本の特徴に他ならない。その上、後に「本云」として3と同一の弘安元年為兼奥書載せている。以上から判断すると、4は二類本系統に基づき、3あるいはそれとごく近い本により三類本の要素を撰り入れた本であり、結果的に三類本の特徴を含みもっている、とひとまず想定される。従って4は二類本・三類本の中間的な位置に立つと言うこともできよう。⁽²⁷⁾いま記述しつある三類本には便宜的にこの種の伝本をも含めていることを断っておきたい。なお4の裏表紙見返し左端に「安政四丁巳年表装 馬誥親成」とある。⁽¹⁸⁵⁷⁾

以下の三本は互いに近しい関係に立つ。

5 慶応大学斯道文庫蔵本(091・ト・37・1)一冊。外題「和詞秘鈔」

(右傍に「本銘僻案抄 古今 後撰 拾遺」の註記あり)。室町中期写。

6 京都大学附属図書館蔵中院本(中院・VI・153)一冊。外題「僻案抄」。

長享元年(1487)仙源写。

7 早稲田大学図書館蔵三条西家旧蔵本(特へ2・4867・3)一冊。外題

(後補)・扉題「僻案集」。室町末期写。

三本とも本文の目安①・②・③を兼ね備えている。しかもこれら三類本の特徴に緋い交ぜられるかのように、所々一類本と同文の本文が見られるのは極めて注意される。特色は形態にも現れている。「かはやしろ」を付載するのはよいとして、奥書を見ると、三本とも最初にAの奥書をもつものの、その後の記載はまちまちであって、必ずしも(1)に合致していない。各本に即してもう少し敷衍してみよう。

5については前稿で『かはやしろ』の付載状況に関連して触れた。奥書は、Aの後、文明二年(1470)右大将、同一二年「従一位」の奥書と続き、『かはやしろ』を置いていま一種の書写奥書が見える。三奥書はそれぞれ花押を伴っているが、いずれも三条公敦のものと目される。⁽²⁸⁾記載内容から、公敦の二度に亘る書写作業と、その間の事情を知りうる。注意されるのは、後度の文明十二年の折は、「以定家卿自筆本重而令校合直付之」とある通り定家自筆本を用いたとしている点、更に同本の形態にも触れて次のように記している点である。

右奥書之奥猶有注事少々書写之者也

5の形態を考え合わせながら右を読むと、恐らく次の二つの場合を想定しうる。

(1)後度用いたのは定家自筆本であるが初度の本は別である。

(2)初度・後度とも同一の定家自筆本を用いた。

(1)の他に両度とも別の本を用いたが両本の内容形態は同じであった、
という場合も考えうる。事実はいずれであったか定かでない、また臆測
も可能だが、ここでは、定家奥書Aの後に「注」〔かはやしろ〕であろう
を付載した定家自筆本がかつて存在した可能性のあることを押さえてお
きたい。右のような事情のもとに成立した5が結果的に三類本の姿を示
している——しかも一類本の要素を含みつつ——ことは重要である。な
ぜなら5の形態は三類本の形態上の目安と符合せず、改めて(1)の意味を
再吟味すべきことが求められるからである。

6・7を参酌することによって右の問題に一つの示唆を得ることがで
きる。6・7の奥書の形態は、まず拾遺註の後にAがあり、次いで『か
はやしろ』を置いたあとに、Bを伴っている。Bの位置がAと切離され
ているところに不審は残るものの、6・7は目安であるA・Bの奥書を
要素として具足していることになる。翻って6・7と極めて近い関係
にある5に奥書Bを欠いている理由は、本来存したものを脱した為では
なからうか。『かはやしろ』の書写状況に示されている通り5には「省
略」して書写するという態度もはたらいいていたらしく、右の臆測にも幾
分の根拠は存する。

6・7は右のみに留まらず、更に以下の奥書を有する。

・文応元年(1260)二月 法印大和尚良守(二種あり。いずれも加

証奥書)

・正応二年(1289)九月廿九日 某人・書写奥書

・同十月八日 同右・校合奥書

・文明五年(1473)四月下旬 太忱・書写奥書

・長享元年(1487)八月下浣 仙源・書写校合奥書

7にはこの上に、文祿三年(1594)七月十一日の「右中将藤」による書写
奥書も加わっている。いずれも『僻案抄』の流传状況を具体的に伝える
ものとして重要であるが、特に鎌倉期の奥書には細川荘をめぐる係争と
も関わる記載も見られ興味深い。既にある翻字(7による)⁽³⁰⁾に拠られた
い。ここでは6に即して二三記しておきたい。長享元年奥書を記した仙
源は『夜鶴庭訓抄』(群書類従、巻494)の明応三年(1494)奥書を誌した人
物か。例えば同書の大和文華館蔵鈴鹿文庫本(8・6076)の同奥書に「百拙
野僧仙源」の署名が見える。6は仙源自筆本、7はその転写本と考えら
れよう。6には

⁽¹⁵⁰⁵⁾ 永正第二仲秋七日以或本見合之以朱相違之処同声ホ書加之。ノ声ハ

イ説也

とある通り、朱によって詳細に校異が施されており、これらは7にも保
存されている。6には更に別本による校合もなされたことを、転載され
ている奥書から知ることができる(本文と同筆か否かはなお検討すべき
だが、細字で施されており本文とは区別しうる)。既に紹介した通り(前
々稿)為相の名の見える点は注意される。これらの丁寧な校異の跡を辿
ると、6・7には三類本とは異なる要素(一類本に他ならない)の混在
することを、既に先人は注意していたことが解る。

なお5と6・7は一類本の要素を吸収している点で近似しているが、
当の一類本的要素のうち、一部6・7に在って5には存在しない箇所が

見られ、両者を分かち僅かな差異となっていることを指摘しておきたい。

(4) 類としての三類本

三類本として以上のような伝本を見出しうる。ここで、あらかじめ設定しておいた目安との関係を、改めて表示してみよう。

目 安	形 態		伝 本
	(1) 奥書 A・B	(2) 『かはや しる』の 付載	
①	○	○	1
②	○	○	2
③	○	○	3
	×	○*	4
	×	○	5
	○*	○	6
	○*	○	7

○印は当該条件を満たしていること、×は条件を欠いていることを意味している。*は特殊な現れ方の見られるもので、そのありようについては前節の各本の項に述べた。ではどれを三類本の最も純粋な伝本と見ればよいのだろうか。結論を言えば、今のところ然るべき伝本を特定しえない。条件をこぞって満たしているという意味で、1・2・3をより純粋な形と考え、二類本の影の映じている4や、一類本の影の見られる5・6・7を不純な形とすることもできよう。しかし例えば鎌倉中期に既に流布していたことを知りうる5・6・7を一概に後代的なものに見做

して斥けることはできないであろう。現状ではどの伝本に依拠すべきかについてはなお検討すべきであるということになる。しかし一類本・二類本を単純に合成しただけでは得られない性格を三類本は備えており、その種のテキストが類として存在していることを改めて強調しなければならぬ。

問題はその先にある。内部における伝本の相互関係や下位区分の問題を越えて一つに束ねられるものとして三類本が存在するのなら、次に、類としての三類本の性格を問うことが求められよう。その際、問題点は二つある。一つは、この類と他の類、特に二類本との関係、もう一つはこの類の原形如何の問題である。後者については節を改めることにして、先に前者の問題について考えておこう。

二類本との関係如何についての結論は、比較的容易に取り出しようと思ふ。答えは、三類本は二類本の元の形から——現存二類本の伝本から直接に、という意味ではない——先に検討した独自異文が付加されるとともに細部の字句・言回し書き変えられて派生したものである、ということになる。理由は以下の通りである。

大観すると三類本は一類本から遠く、二類本に近いが、その二類本の原態を思わせる1鷹司本の（先に見た）訂正・書入れ類の部分の状況と三類本の本文とを見較べると、三類本は、1の改変されて新たに成った本文とほぼ間違いなく一致している。それゆえ三類本から二類本へという径路は考え難く、むしろ二類本から三類本へという径路を辿って三類本は形成されたと想定されるのである。結果的に他類に還元しえない

性格を含みもったテキストが成立したこと、そしてそののち被った他類との接触については、具体的な伝本に現れているところに即して述べた通りである。

(5) 原形の探索

差し当り自筆本そのものの出現などのない限り、△三類本▽の指定は現存伝本の批判を通してなされなければならない。原形あるいは初原の姿を見定めることは容易でないが、実は現存本の中に、原形を考える上で重要な問題点を提起するのではないかと思われる伝本が存在する。それは3ならびに4である。

両本の性格、相互の関係については既に記した。いま3によって見ると、拾遺註の中に、先掲した三類本の独自独文とは異なり、しかも他類本にも全く見出しえない掲出歌ならびにその註文（あるいは註の断片）が五箇所に且って見られる。それらを抽出、列挙してみよう。（該当する拾遺歌と3における現状を付記する。）

(1) さはへなすあらふる神

はへのやうなるちるさき神うちよりてさはりをなす也

（夏134／さばへなすあらふる神もおしなべてけふはなごしの被なりけり／（長能） 夏50と秋141の間にあり。註文を改行せず書く。）

以下の例は全て改行する。いま便宜的に改行して示す。）

(2) ときはかきは

宣命のことは、祝心也、つねなる事

（賀273／山しなの山のいはねに松をうゑてときはかきはにいのりつるかな／（兼盛） 冬252と「物名部」の一文の間にあり。）

(3) 月の桂もおるはかり此哥可在上

卻詠折桂林一枝

（雑上473／久方の月の桂もをるばかり家の風をもふかせてしかな／（道真母） 恋三813と雑春1008の間にあり。813の右肩に^本として位置の訂正を指示する。）

(4) あらちを

あら男

（恋五954／あらちをのかるやのさきに立つしかもいと我ばかり物はおもはじ／（人麿） (3)に続けて書く。）

(5) はふりこ

^{社司}はふり也

（雑秋1135／はふりこがいはふ社のもみぢばもしめをばこえてちるといふものを／（よみ人しらず） 雑秋1120と雑賀1168の間にあり。但し1120の註文の中途に一亘記して除棄している。「^本はふりこ^本はふり也^{社司}」〔はふり也〕にも線を付している）の如し。田村本には右の除棄部分なく(5)のみ正しい位置に書いている。）

これらはもとより本文と同筆で書かれている。後人による勘註・書入れの類ではなく、書写した元の本に早くより存したものと思われる。「本」の註記はそれを示していよう。掲出歌の全形を示していかないのは、先に記したように3の書写方針であったらしく（田村本は全形掲出）、

不備を疑う材料とはならない。むしろ特に(3)(5)の例に見られるように原状を忠実に写し取ったものと思われる。そもそも3には『かはやしる』部分にも定家のものかと推測される注意すべき勘註⁽³¹⁾が保存されていた。殊に注意される奥書の「以京極中納言入道殿御自筆本」の記載を信ずるなら、これらの歌註は原態を留めるもの、すなわち定家の手になるものである可能性は極めて高いとしなければなるまい。それが認められるとするなら、定家は拾遺註に現存本よりもやや多く歌を掲げ註文を付したが、のち何らかの理由によりそれらの歌註を放棄したという次第を想定することができよう。(1)~(5)は一旦は定家によって記された草案段階の歌註の姿を、片鱗のみ伝えているのではなからうか。さてその先なお幾つかの場合を推測しうるであろう。例えば、(1)これらの歌註は幾つかの類に分かれる以前の『僻案抄』の初源まで遡りうる本文である、(2)三類本成立段階で増補されたものであり、のち除棄されたもの、(3)のちに為兼にまで伝わることになる自筆本が存在し、当の本にのみ定家は増補を試みようとした、などを考えることができよう。即断や推測の拡大は控えなければならぬけれども、⁽³²⁾現存三類本の一部の伝本には、差し当り三類本の、更には『僻案抄』の初源を探索する材料となるような歌註も包み込まれていることは興味深い。

見られるように紹介した註文はいずれも歌語の釈義を主としており、また簡略でもあって、註者の思念の程が如実に示されていないという意味で興趣に乏しいとも見られる。しかしこれらが真に定家の筆になったものなのだとするなら、我々は『僻案抄』における註釈的営為の、他本

あるいは他類では知りえない部分に立ち会うことになり、同時に、定家の認識の過程と我々が呼んでいるものに、いまひとつ、断片的ではあるが考察の材料として導入されるべきものをつけ加えることができるのである。⁽³³⁾三類本の原形を探索する上で当座得られる本文に即して、以上のようなどころまで考えておきたい。

3 成立過程素案

二類本・三類本の伝本とその性格を検討しながら、端々で各相互の関係にも説き及んだ。先々の稿で述べたところをも考え合わせると、ここに至るまでの検討を踏まえながら我々なりの『僻案抄』成立過程に関する案を提出すべきであろう。但し論者はいま、知りうる全ての伝本の位置と相互関係をテキストの生成過程の上に十全に位置づけるような精細な展開図を用意していない。従って、そうした精度の高い図式を提示するよりむしろここでは、これまでの検討を概括するとき必然的に想定される成立過程についての眼目のみを略記しておくに留めておくべきであろう。のちに詳記されるべき「素案」として掲げておきたい。

二つの次元を分けることにしよう。

I 定家における註釈的営為の過程とそれに伴うテキストの生成過程。

II 定家以後の『僻案抄』享受者における読解・享受の過程とそれに伴う伝本の生成過程。

Iを支える時間軸に関して我々が知りえているのは、奥書の伝える三つ

の時点、すなわち

(a) 嘉禄二年八月

(b) 嘉禄四年(春)

(c) 延応二年六月

である。私見を交えて要点のみ言えば、(a)は先々遺孤となるべき為家の為に定家が本書を執筆した時点、すなわち『僻案抄』の初源的な成立の時点を示している。(b)は佐渡の順徳院の許に本書を送付した時点、(c)は老年期定家の門弟・藤原長綱に一見を許した時点をそれぞれ示している。IIの過程の結果、現在伝本は一類本・二類本・三類本の三類に分かれて伝存していることを知りうる。ここで単純にそして性急に結論を出すなら、(a)・(b)・(c)に一類本・二類本・三類本をそれぞれ平行的に結びつけばよい。しかしここに至るまでに得られた知見は、右のような把え方が到底認められないことを教えている。

I・IIの過程を結びあわせ、現存伝本の状況を勘合しながら私見をとり纏めると以下のようなになると思う。

まず前提に関わることとして、(a)・(b)・(c)の三時点にはそれぞれの段階でのテキストが存在したと考えたい。すなわち、(a)の折、最初に執筆したテキストがあり、(b)の折順徳院に送ったテキスト、(c)の折長綱に披見せしめたテキストがそれぞれあり、三者は別のテキストであったとひとまず想定したい。その上で以下のように把えたいと思う。

△原一『僻案抄』あるいは原形本▽

I (1)『僻案抄』は本源的には(a)の嘉禄二年八月の時点に執筆された(執筆作業が完了した)であろう。その折に成立したテキストを仮りに、

原一『僻案抄』あるいは原形本と呼ぶ。

(2)原形本は現存二類本系統に近い形のものであったのではないか。その種の原形本の定家自筆本が存在したはずである。

△二類本系統▽

I (1)自筆原形本そのもの、あるいは同本とは別途に定家により筆写された本——後者だとすれば、その間に何がしかの部分的な手入れが施されたと考えてもよい——が二類本の元になった本、仮りに呼ばば原二類本である。

(2)原二類本は浄書本というより草稿形態を呈している本であつたらう。定家は筆写しつつ所々、墨減・除棄・訂正・書入れ等の手入れを行なったと思われる。

(3)(c)の延応二年六月に至って、定家は改めて筆写し、(a)(b)(c)の時点の状況を伝える奥書ABCを一括して記して、これを藤原長綱に披見せしめた。その際新たに本文に筆が入られたこともありうる。Iの過程は以上で終る。

II (1)以後IIの過程が始まる。原二類本を直接間接に用いて多くの伝本が書写された。それらが二類本である。

(2)1の鷹司本を一つの典型とする比較的よく原態を保存した伝本から整序本に至るまで存在する。

(3)主に二条家(派)系統で流布したと思われる。

(4) 他類(三類本)と接触してその本文を撰り入れる伝本も生まれた。

(5) 板本として刊行された。その写しもある。

△三類本系統▽

I (1) 定家は原形本に基づき、新たに数箇所¹⁶⁶¹に注文を書加え、併せて若干の字句を改変し、同時に巻末に『かはやしろ』を付載したと思われる。原一三類本である。

(2) 原一三類本は(b)の嘉禎四年(春)順徳院に送られた本そのものであったであろう。

(3) なお、原一三類本に既に存在していたか、のちに加えられたかは不明だが、自筆三類本の拾遺註部分に増補の施される折があったかも知れない。Iの過程は以上まで。

II (1) 以後IIの過程が始まる。転々と書写されるが、その過程で他類との接触により、特に一類本あるいは二類本の本文を撰り入れる本も生まれた。

△一類本系統▽

I (1) 定家は原形本に基づき、新たに筆写したが、その際かなりの改変を施したと思われる。原一類本が成立する。

(2) 原一類本の自筆本は二種存在したかも知れない。

(3) 原一類本の成立時点は明示し難い。嘉祿二年にこの本が成立したのではないと考えられる。

(4) 原一類本もまた一種の草稿形態を呈していたであろう。定家は同本を筆写しつつ、所々墨減・除棄・訂正・書入れ等を施したと思われる。

る。

(5) 原一類本に当初『かはやしろ』は付載されていなかったと思われる。Iの過程は以上で終る。

II (1) 以後IIの過程が始まる。自筆一類本は、原態を忠実に模写した本も含めて転々と書写される。なお自筆本そのものは、のちに万治四年(1661)火災により焼失したか。

(2) 他類との接触もあった。三類本を用いて補写した本、二類本の本文を撰り入れた本も存在した。

(3) 一類本は主に冷泉家系統に伝えられかつ尊重されたい⁽³⁴⁾。*なお『かはやしろ』には単独本があったと考えられる。本文には甲乙の二種ある。本来、原一三類本成立時に『僻案抄』部分に付載されたと推測される。自ずと嘉禎四年(春)には既に成立していたことになろう。のちに一類本・二類本にも付載される場合があった。

4 展 望

このように辿ってくると、テキストとしての『僻案抄』はすでに単一ではなく、その内部に、波動する襞のような認識の過程を潜めていることが知られる。差し当り△書誌▽にとって必要なのは抛るべき本文を見定めることであるが、その作業を通して、むしろ一つの固定した平面には収めきれない、極めて動的、過程的なテキストの姿に接することになるのである。こうした△過程▽をもたらししたのは無論定家の註釈的営為である。それを定家の表現行為の領域における営為や、古典校勘作業、例

えば三代集校訂作業の領域における弛みない営為などと類比して把えることもできるであろう。思えば「少年の昔、古今の説うけ侍し時」以来、定家は絶えることなく古今集を始めとする三代集に対して自らの知見と理解を累積してきたはずである。そして六五歳の嘉禄二年(1226)から歿する仁治二年の前年、延応二年(1240)に至る足掛け二〇年、飛び飛びにはあるがこの僻案抄の註解作業に関与し続けている。承久三年(1221)の『顕註密勘』から数えると老年期の実に足掛け二〇年もの歳月、三代集註解に携っているのである。

こうした営為の果てに定家が求めたのは単一の固定された註³⁵テキストではなかった。それは『僻案抄』のテキストのあり様そのものが証示している。いま素朴に、『僻案抄』はなぜ三類にも分かれたれることになったのか、と問うなら、答えは、定家の三代集への接近は常に終止することのない作業であったから、と言うしかないかも知れない。このような営為に、³⁵家説³⁵確立への執念を読みとることもできよう。八古典³⁵への果てしない挑戦を、また本文との無限の戯れを読みとつてもよいだろう。いずれにせよ定家の記したテキストには、収まることなく波動する³⁵過程³⁵が刻みこまれているのである。それを、後代の享受者が一つの完成された説の体系として受用することになるにせよ、定家じしんの認識の内側には、むしろ固定せしめられることのない動態が包み込まれていたと考えることができる。そうだとするなら、例えば美術史家が幾段階かの過程を潜めた版画の画像を、その都度のハステイト³⁵を追って理解するように、我々もまた定家の過程的な営為の襲を能う限り拾

い上げ、かつ詳細に辿ってみなければならぬだろう。

八書誌稿³⁵を綴ってきて到り着いたのはそうした有り触れた知見であるが、得られた書誌の見通しに基づくと、内に波動を湛えた『僻案抄』のテキストが漸く一つのやや定かな輪郭をもった広がりとして把えられるように思われる。

八註³⁵

- (1) 大倉法橋の鑑定になる由。先掲典籍解題参照。「白紙」とは後撰註・恋一515の追記を云うのであろう。この部分の内容も定家の手になるものである。
- (2) 箱底には貼紙があり、料紙につき細かく記している。
- (3) 「秋月郷土館「黒田文庫」報告」『語文研究』42 昭51・12)に紹介されている。
- (4) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』(昭36 風間書房 昭59改訂版)参照。この間の雅康の動向についても同書に詳しい。
- (5) 小池一行氏より教示を得た。
- (6) 但し『井蛙抄』卷三「ねるやねりそ」の項に引かれている「僻案抄」の本文は、微細な点まで言えば、二類本ではなく一類本と一致している。頓阿が依拠したのは二類本ではないかも知れない。しかし一例のみによる判断は危険である。なお考えたい。
- (7) 久曾神昇『平安時代歌論集』(天理図書館善本叢書35 昭52 八木書店)「解題」(『日本歌学大系』別巻五(昭56 風間書房)「解題」に吸収)。
- (8) 「五」は相違の例から除外すべきであり、「十二」は「後の書入」ではなく相違の例に数えるべきである。
- (9) 日本歌学大系・別巻五に拠る。
- (10) 「物由」は『詠歌大概』にも「為知物由」と見える。定家歌論における意味を検討すべきであるが、「有若亡」(ウジャクマウ)と共に『明月記』から用例を拾うことは難しくない。

(11) 直接『奥義抄』所説を批判したものではないと思われる。

(12) 1の原態性を深く信ずるなら、数多く見られる空白部分にも留意すべきか。これは一類本の高松宮本・中院本などにおいてもあてはまる問題である。

(13) 二類本の諸本を検すると、「春事について」云々を、除棄符号を残したまま記している本、符合なく記している本、除棄の指示に従って抹消している本の三通りある。

(14) 「ア、ユル」は「見ユル」の誤写か。

(15) 誤字と思しき箇所を幾つか見出しうる。数箇所に見える「…歟」「…イ本」も無論のちのものである。また訂正例のうち「を」↓「こと」(後撰註・秋下406)「かの」↓「又」(同・雑二1156)などは明らかに書写者によるものである。

(16) 「歳月の改まり変る花紅葉につけても、歌の姿詞は思ひよそへられ、その程、品々も見るやうに覚ゆるべきものなり」(『古来風躰抄』)などを参照。田村柳孝氏はかつて「俊成歌論の一特質——俊成歌論における「姿詞」「姿心」「心姿」の論を視点として——」(昭53・10 和歌文学大会発表)において、この種の鍵となる用語の分析を試みている。なお田中裕『中世文学論研究』(昭44 塙書房)参照。

(17) 『僻案抄』の記載は『河海抄』『花鳥余情』などに引用されている。

(18) 源氏物語の用例について「おなし物語のかたはらの巻／＼をたにみさりける、いふかひなき事也」と註しているのは、「よるへ」は、問題の幻巻のみでなく源氏に瀕出するところであり、掲出歌(619)と同一初句「よるへなみ」の例にして既に行幸・真木柱に例をみることなどを踏まえて云っているのだと思われる。

(19) 表記は「安佐気」「朝明」「朝開」「且開」など。

(20) 具体的な作品批評に見られる次のような例は少し問題を含む。『土御門院御百首』(群書類従卷三八六)春・立春

朝あけの霞の衣ほし初てはるたちなるゝあまのかくやま(統古今集・春上4)

本歌の心をみるべく姿詞及かたし。真実殊勝目もくれ候。

定家的理解からすると「朝あけの」は何がしか注意されて然るべきであ

る。別段の指摘が無いのは何故か。同百首の評の過度の褒詞とも見られる性格に関係しているか。定家の態度は決して一義的でなかったことの証と解される。

(21) 但し『奥義抄』中積・後拾遺の註(夏224・長家歌)に同詩句を引いていることに注意したい。

(22) 古今・雑躰の旋頭歌・長歌の部分は別。なお一部の伝本に「恋歌」と書くものあり。

(23) 物名歌の、作品性に注目する意識と題に注目する意識とを区別していたことによる。別置して注している理由は、単に、物名の題には殊に問題を含むものがあるとして別扱いしたことによるのか、それともこれらの題についての入説Vを示すことそのものに特段の意味を認めていた為か、なお考えてみるべきである。こうした扱い方が以後の中世の古今説へ続く道を開くものであったとは言えよう。この点『日本古典文学大辞典』5(1984 岩波書店)「僻案抄」の項(新井兼蔵稿)に示唆を得た。

(24) ここで古今と拾遺とで何故観点が異っているのかと問うてみるべきだろう。拾遺歌に対する際には、註文にも見られる通り、実際の表現行為と近いところで個々の語性が問題にされており、古今に対する場合と異なっている。先掲の物名部冒頭の文辞に「求めいられるましくや」とあることの意味を深く考えるべきだと思ふ。

(25) 先掲の独自異文も後撰・拾遺の部分に限られていた。古今部分には変動が少いと言ってよい。その理由は問われるべきであろう。

(26) 3にある一類本の書入れも(全てではないが)見られ、同本と近いことを確認しうる。

(27) 二類本の15神宮文庫本と同様の性格をもつことになる。ちなみに神宮本は目安の①②を満たし③を欠く。

(28) 真に公敦筆であるか否かを断じる力はないが、いずれ室町末期を下ることとはないと見られる。なお『弘文莊待賈書目』24掲出の本はこれか。また公敦については井上註4掲出書参照。

(29) 但し「除六百番判詞其外皆令写畢」と明記しており、これを信ずれば述べた臆測をすぐさま疑うことができる。更に考えたい。

(30) 井上宗雄・柴田光彦〔早稲田大学 図書館蔵〕 三条西家旧蔵文学書目録〔国文学研究〕

32 昭40・10〔教一の誤写か〕所載。

(31) 「刑部卿教兼朝臣也、亡父外舅也」。前稿では、「亡父」を俊忠、「外舅」を妻の兄弟、勘註全体を俊成の言かとしたが、誤読であろう。鍵は「外舅」だが、『明月記』治承四年十月八日条に、此の日他界した前但馬守親弘(定家の母親忠女の兄に当る)を「外舅也」と記しており、この定家の用例からすると、勘註に云う「亡父外舅」は俊成の母(敦家女)の兄、すなわち敦兼を指す、と解される。右のように読むことによって、同勘註は定家の付したものに他ならないことを確かめうる。前稿の訂正と合わせて註しておきたい。

(32) 一つだけ許されたい。仮りに掲げた(1)と(5)の個々の歌註に相当する部分を二類本の1に照らし合わせてみると、奇妙なことに(1)・(3)・(4)の三つはいずれも1に墨滅の施された箇所と符合している。特に(1)の註文最末の「也」字が夏50末の墨滅部分の下にも読み取られるのには驚かされる。あるいはそれらの墨滅部分に記されていたはずの文辞は(1)・(3)・(4)と関わりがあるのだろうか。但し(1)・(4)に対応する部分の墨滅は先に二類本の訂正部分として検討したところであり、傍には訂正された字句も記されていたのだから、ここに見る歌註とは無関係とすべきかも知れない。そうだとすれば(3)における符合のみ問題として残ることになる。仮りに暗合以上の深い結びつきが伏在しているのだとすれば、(3)は二類本1の元の形態を示していることになり、同時に三類本の一伝本たる3には一部、二類本より先出の本文も含まれていることにもなり、ひいては両類の先後関係の問題にも波及して行くことになる。

(33) 例えば『奥入』に「藤裏葉」の「かつらをおりし」(かざしてもかつたどらるる草の名はかつらを折りし人や知るらん)に関して、「晋書云」として「桂林一枝」の故事を引いている。先引(3)の註文と考え合わせると、定家の認識の「過程」は自ずと広がりをもっていることを知りうる。

(34) 定家自筆本の模写本の位置に立つ高松宮本・京都大学附属図書館蔵中院本に、冷泉為秀と関係の深い京極高秀の印記が見えるのは一つの証左となろう。池田亀鑑『古典の批判的処置に関する研究』第一部(昭16 岩波書

店)・井上宗雄「冷泉家関係者の記した奥書を持つ歌書類について 付・歌壇史研究について」(『立教大学研究報告 人文科学18 昭40・9)参照。この点、前々稿に補っておきたい。

(35) 伝本分類に関して得られた見通しに基づくと、後代の歌学書・註釈書類に、どの系統の『僻案抄』が用いられているか、大よそ判別可能である。その一端は本稿註6にも記した。本文を比較的忠実に引用している書の場合、判別は一層明瞭になされると思う。例えば京都大学附属図書館蔵平松本『古今集抄』(平松・第七門・コ6 京都大学国語国文学資料叢書19「古今集抄 京都大学蔵」(昭55 臨川書店) 参照。同書の新井栄蔵稿「解説」に云う「平松文庫本古今集抄・平松抄」の註文所引の「御抄」は『僻案抄』であり、用いられているのは三類本であることを照合しうる。『僻案抄』の享受史については別途に考えたい。

△付記▽

『僻案抄』をも視野に入れた論「定家の古典校勘の一基盤——詠歌とのかはり——」(『研究と資料』7 昭57・7)のある武井和人氏より、伝阿仏尼筆「秋田切」(京都国立博物館蔵「もしほ草」所収)と伝為相筆「古今集註切」(藤田美術館蔵佐佐木信綱旧蔵)は『僻案抄』の断簡である旨の教示を得た。うち後者は前々稿註21に示したものと同一資料と見られる。

石川透「宝徳元年本『僻案抄』翻刻」(『三田国文』2 昭59・3)からは、すぐれた一本を精査することによって新たな書誌の課題が提起されるという示唆を得た。また乾安代氏より私信により同氏の見解につき、更に日下幸男氏より一類本の自筆本の模写本に関与した道見法親王・中院通茂の動向につき、それぞれ教示を得た。各氏に感謝したい。

(昭和五十九年十一月九日 受理)